

令和6年3月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年3月8日（金）午前10時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

7番 城野 幸司 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

付議議案

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願いについて

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第13号 白杵市農業委員会会議規則の一部改正について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いいたします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席7番 城野 幸司 委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号5番 亀井 伸一郎委員と、議席番号6番 首藤 重雄委員に議事録署名をお願いいたします。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 次長 1ページをお開きください。
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和6年3月8日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 882 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 1,265 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 244 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 99 m² 外1筆 合計 218 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 25 m² 外2筆 合計 56.74 m²について、農地内通路の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号6、(田) 1,014 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号7、(宅地) 439 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。なお、本件につきましては、登記地目が「宅地」となっていますが、農地法第2条による「農地の定義」は「耕作の目的に供される土地」となっており、現地の状況から、農地法に係る申請及び許可が必要を判断し、受け付けているものとなります。

番号8、(畑) 1,487 m² 外16筆 合計 9,395 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号9、(田) 1,011 m² 外1筆 合計 1,239 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号10、(田) 178 m² 外2筆 合計 692 m²について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請10件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

2月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の4~7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請10件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二村 私二村より、2月27日に事務局2名、藤澤委員と実施しました、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が栽培されています。許可後もこれまでどおり水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後もこれまでどおり水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 枚の畠になっており、菜園として利用されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 田および畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 枚の田及び 1 枚の畠になっており、田は整備中で畠は草刈り等により管理されています。許可後は野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の畠で、奥にある作業場への通路になっています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

藤澤 番号6から藤澤がご報告いたします。

委員 番号6の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後もこれまでどおり水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の宅地については、贈与により所有権を取得するものです。なお、登記地目は宅地ですが、現況は畠になっています。

申請地は譲受人の実家の横にある1枚の畠で、菜園として利用されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号8の田及び畠については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の田と12筆の畠で、これまで水稻や露地野菜等が作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号9の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 10 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の田で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 10 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして担当推進委員より報告をお願いします。第 16 地区の廣田推進委員さん。

廣 田 第 16 地区、推進委員の廣田です。

推進委員 番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が栽培されています。すでに譲受人が管理しており、今後も引き続き管理することです。特に問題は無いと思われます。

番号 4 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の横にあり、今後は野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第 18 地区の嶺推進委員さん。

嶺 第 18 地区、推進委員の嶺です。

推進委員 番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が栽培されています。すでに譲受人が管理しており、今後も引き続き管理することです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。
推進委員 番号 3 の田については、贈与により所有権を取得するものです。
申請地は 1 枚の畠になっており、菜園として利用されています。すでに譲受人が菜園として利用しており、今後も同様の管理を行うことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 3 地区の足立推進委員さん。

足 立 第 3 地区、推進委員の足立です。
推進委員 番号 5 の畠については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は 3 筆あり、奥にある譲受人の作業場への通路になっています。許可後もこれまでどおりの管理を行うことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 2 地区の木梨推進委員さん。

木 梨 第 2 地区、推進委員の木梨です。
推進委員 番号 6 の田については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。現在も譲受人が管理しており、これまでどおり水稻の作付けを行うことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 24 地区の児玉推進委員さん。

児 玉 第 24 区、推進委員の児玉です。
推進委員 番号 7 の宅地については、贈与により所有権を取得するものです。

なお、現地の現況は畠になっています。申請地は譲受人の実家の横にあり、主に譲受人の母が菜園として利用しています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 11 地区の玉井推進委員さん。

玉 井 第 11 地区、推進委員の玉井です。

推進委員 番号 8 の田及び畠については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 5 筆の田と 12 筆の畠で、これまで水稻や露地野菜等が作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 9 の田、番号 10 の田については、それぞれ売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある、それぞれ 2 筆と 3 筆の田で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

亀 井 はい。番号 6 の案件ですが、委員の説明では権利取得後の作付けは“水稻”というご説明がありましたが、別紙資料には“露地野菜”と書かれていますが、これは間違いということでおろしいのでしょうか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 作付け品目ですが、ご指摘のとおり“水稻”が正しいです。訂正してお詫びいたします。
主 幹

議 長 亀井さんよろしいでしょうか。

亀 井 はい。
委 員

議 長 他にご意見ございませんか。

一質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 8ページとなります。
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和6年3月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 9ページをご覧ください。

番号1、(田) 1,205 m² 外1筆 合計 2,400 m²の土地について、自己の行う建築・建設業務に必要な資材置場及び駐車場として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、4条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4条申請1件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 私、二村より報告をいたします。

委 員 2月27日に実施しました、議案第9号 農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請者が自ら所有する田については、資材置場及び駐車場として利用するものです。

申請地は1枚の畝になっており、これまでカボスが栽培されていました。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 次に担当推進委員さんより報告をお願いします。第2地区の木梨推進委員さん。

木 梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号1の申請者が自ら所有する田については、資材置場及び駐車場として利用するものです。

申請地は1枚の畠になっており、これまでカボスが栽培されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。資材置場ということですが、何か建築物を設置するのでしょうか。
委 員

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 申請者ご本人は建築・建設関係の仕事を営んでおりまして、置くものとしては、建築パネル、建築資材やフェンス、プレハブ、いわゆる工事の
主 幹 現場に置いているような折り畳みの建物を置くということになっております。その他に、駐車場としては4台分で、軽トラやトラックの置場を設
けるという計画になっております。

赤 嶺 建屋の高さや日照の関係はチェックしていますか。
主 幹

首 藤 はい。特に高くなるような構造物を設けるものではなく、露天の上に資材を高くならないかたちで積んでいくというお話しは伺っています。
主 幹

赤 嶺 プレハブと言いましたよね。
委 員

首 藤 プレハブは組み立て式の畳んだ状態のものを置くことになっています。

主幹

議長 赤嶺委員、よろしいでしょうか。

赤嶺 委員
わかりました。ありがとうございました。

議長 他に質疑ございませんか。

一質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第10号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 11ページとなります。

議案第10号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年3月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 9.91 m² 外1筆 合計 109.91 m²の土地について、平成10年頃及び昭和48年頃より隣接する宅地と一体的に利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の13ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第10号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 14ページとなります。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和6年3月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第2号）「令和6年3月8日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和6年2月末までに申し出がありました、白杵市全域の集積表であります。集積表及び各筆明細の記載事項の説明

は先月行いましたので、今月からは、臼杵市全域の農用地利用集積表の合計のみの説明とさせていただきます。

1ページの中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。田については、 $27,833\text{ m}^2$ 42筆、畠は $7,188\text{ m}^2$ 3筆、合計面積は $35,021\text{ m}^2$ 45筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が17名に対して、借り手は10名となります。各筆明細につきましては、3~7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、簡単ではございますが、令和6年3月8日公告予定の農用地利用集積計画（第2号）について、ご提案申し上げます。

議長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長　　15ページとなります。

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年3月8日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 みなさん、おはようございます。農林振興課で農地中間管理事業を担当しております、大津です。

主 幹 農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。

この農用地利用集積と促進計画案についてですが、貸し手側については、これまで農用地利用集積計画で提案しておりましたが、今回から農地中間管理事業かかる分は、農用地利用集積等促進計画案にて提案、そして農業委員からの意見聴取をすることになりました。これは農地中間管理事業の制度変更に伴うものになります。ただ、これまで総会で農用地集積計画と促進計画案の提案の中で、貸し手側についても説明をさせていただいておりましたので、説明内容についての変更はございません。

それでは別冊の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明をさせていただきます。1ページから3ページを説明しますのでご覧ください。

地権者2名が所有する畠3筆、14,001m²を貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

次に、5ページから6ページを説明します。

地権者Aが所有する畠1筆、2,998m²、地権者Bが所有する畠2筆、5,999m²を、それぞれの借受人に貸し付けするものです。農用地の所在は7ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

次に、8ページを説明します。

地権者Cが所有する畠12筆、10,734m²を貸し付けするものです。農用地の所在は9ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第12号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第12号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第13号 白杵市農業委員会会議規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

次長 16ページをご覧ください。

議案第13号 白杵市農業委員会会議規則の一部改正について、白杵市農業委員会会議規則を一部改正したいので提案する。

令和6年3月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の「議案13号（一部改正案）」になります。

内容としましては、平成30年1月の改選から農業委員会に新たに“農地利用最適化推進委員”が加わった体制になったことに伴い、農業委員会総会への参加通知や、会議での質疑や意見などの発言について、「白杵市農業委員会会議規則」の一部改正を行ったところでありますが、再度「農業委員会等に関する法律」に照らしたところ、改正が必要と思われる部分があったため、今回提案するものであります。

別紙資料の2枚目をご覧ください。

これは現行の「白杵市農業委員会会議規則」で、第3条「会議の通知」に係る箇所及び第9条「発言」に係る箇所を赤枠で囲っています。

まず、第3条第1項に「会長は、会議の開会日時、場所及び付議すべき事項を定め、これを委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に通知するとともに公示しなければならない。」となっていますが、3枚目の「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の赤線

部分には「農業委員会の委員の会議（以下この章において「総会」という。）は会長が招集する。」とあります。

ここに記載されている「委員」とは「農業委員」を指しており、ここでは推進委員については触れられておらず、赤枠で囲った第29条第1項で「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。」としており、ここで推進委員の総会への招集について触れられています。

2枚目に戻っていただきて、第9条第1項に「委員及び推進委員は、議案について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。」としていますが、3枚目、第29条第2項で「推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。」となっていることから、推進委員の発言等については、「臼杵市農業委員会会議規則」第9条第1項の「委員及び推進委員は、議案について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。」とはならないと考えます。

こうしたことから、農業委員会総会における農地利用最適化推進委員の関係を整理いたしました。

1枚目をご覧ください。右側が「現行」で、左側が「改正後（案）」となります。

現行の第3条第1項、朱書下線部分の「及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を削除し、第3項として「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に対し委員会への出席を求める場合は、第1項の規定を準用する。」を新設することで、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項及び第29条第1項への対応としたい。また、現行の第9条第1項及び第2項から朱書下線部分の「及び推進委員」を削除し、第3項として「推進委員は、議長から意見を求められ、又は農地等の利用の最適化等に関する意見を述べようとする場合には、議長の許可を受けて発言することができる。」を新設し、「農業委員会等に関する法律」第29条第2項への対応としたい。

以上、臼杵市農業委員会会議規則の一部改正についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの一部改正案について説明がございました。これより質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

赤 嶺 委 員 はい。事務局の説明からは、推進委員の方々が意見を述べる場というのが後退したように聞こえるのですが、そういうことでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

次長 後退したというよりは、本来、「農業委員会等に関する法律」上で、「自分の担当する区域について自由に発言することができる」のですが、今の現行法でいくと、「どこの地区に対しても、どの議案に対しても」という書き方になっていたので、そういうことではなく、自分の担当地区に関しては当然述べることができますし、そこについて意見がある場合は、会議に自由に出席をして自分の担当区域について意見がある。ということで、議長に発言の許可を求めて議長が許可した場合、発言できるという関係性を整理したという意味合いがございます。

赤嶺 委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 推進委員は各担当地域がありますので、その部分の総会資料を出してという、いろいろな部分がありますのでご理解をお願いしたいと思います。
他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第13号 白杵市農業委員会会議規則の一部改正について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 白杵市農業委員会会議規則の一部改正については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。